

令和8年度

奨学金返還

支援事業のお知らせ



余市町で暮らす若者を応援します



余市町では、若者の定住・就業を促進するため高校・専門学校・大学等の在学中に借りた奨学金返還を支援します

30才まで



申請できます

奨学金返還支援



詳細情報はコチラ

申請期間

6月1日～

7月31日

申請から支給までの流れ

前年度	本年度	
奨学金返還	申請期間	支給開始
4月～3月	6月1日～7月31日	10月～

*前年度の3月1日までに町に転入している必要があります。

前年度の返還額と居住期間に応じて支給額が決定されます

余市町奨学金返還支援事業

最長5年間で最大72万円助成金を支給

問合せ先・申請先：余市町総合政策部政策推進課

TEL : (0135)21-2117 e-Mail : s.cyousei@town.yoichi.hokkaido.jp

国及び地方公共団体の職員は対象外となります

余市町奨学金 返還支援事業助成金

余市町では、若者の定住・就業を促進するため、高校・専門学校・大学等の在学中に借りた奨学金返還の支援をします

※制度の詳細については、町ホームページ
または政策推進課までお問い合わせください。



【問合せ先・申請先】



〒046-8546
余市郡余市町朝日町 26 番地
余市町総合政策部政策推進課



s.cyousei@town.yoichi.hokkaido.jp



TEL : (0135)21-2117
FAX : (0135)21-2144

令和4年度からスタート！最大72万円の助成金を支給

【助成金額】

申請年度の前年度における奨学金返還額と、町に住居登録して居住していた期間に応じて、助成金を支給します（ただし、予算の範囲内による）

【助成金上限月額】

	町に定住している方	町に定住し、かつ町内で就業されている方
大学・専門学校等を卒業した方	9,000円	12,000円
高等学校等を卒業した方	4,000円	5,000円

*前年度の3月1日までに、余市町に転入している必要があります

【助成期間】

申請を行った年度から起算して**最長5年間**

【申請方法】

本制度の利用をご希望の方は、右記の書類を申請年度の**7月31日**までに余市町政策推進課まで直接持参、郵送または電子メールにて提出してください

※助成金の支給を受ける年度ごとに申請してください

【対象となる方】

 ※国及び地方公共団体の職員は対象外

- ・大学等または高等学校等を卒業している方
- ・申請年度の前年度の3月1日以前から申請日まで継続して余市町に住居登録して居住しており、今後も町に居住する意思のある方
- ・申請年度の前年度の末日において、年齢が満30歳に満たない方
- ・奨学金の貸与を受けて、その返還を行っている方
- ・奨学金の返還に対し、他からの助成を受けていない方・町税を滞納していない方
- ・暴力団員や暴力団関係者でない方

申請期間

6月1日～7月31日

【提出書類】

- 1 余市町奨学金返還支援事業助成金支給申請書(様式第1号)
- 2 誓約書(様式第2号)
- 3 高校、専門学校または大学等を卒業したことを証する書類の写し(卒業証明書など)
- 4 申請年度の前年度に返還した奨学金の返還金額及び返還期間が確認できる書類(引き落とし口座の通帳の写しなど)
- 5 住民票の写し
- 6 在職証明書又は自営業者等となったことが確認できる書類の写し
- 7 余市町の納税証明書
- 8 振込口座が確認できる書類(通帳の写しなど)

- * 1、2 / 町HPよりダウンロード可能
- * 3、4、6、8 / 各自でご用意ください
- * 5 / 余市町福祉課戸籍住民係で取得可能
- * 7 / 余市町税務課納税係で取得可能

前年度	本年度	
奨学金返還	申請期間	支給開始
4月～3月	6月1日～7月31日	10月～

*前年度の3月1日までに町に転入している必要があります。

